

求人受理後、求人者に求職者を紹介
するサービス

【職業紹介サービス】

求人の充足に向けた求人者に対す
る専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

*上記職業紹介サービスに加えて、より
専門的な相談・助言の付加サービスを行
う場合

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内
定書や労働条件通知書等に記載されている額）の

30%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間
が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われ
る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されて
いる額）の

30%

手数料負担者は 求人者 とします。

成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内
定書や労働条件通知書等に記載されている額）の

30%

手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。